

駐車場の構造及び 設置の基準

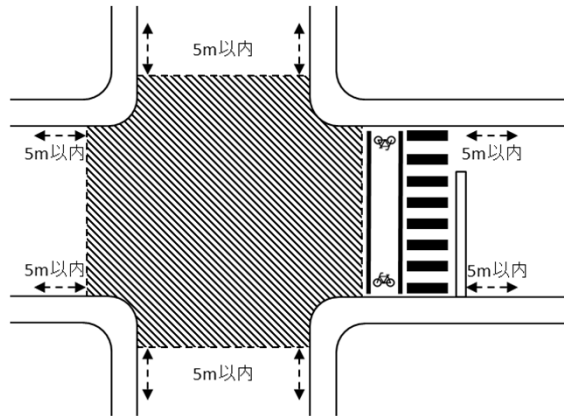
H27.8

自動車の駐車の用に供する部分の面積が500m²以上の路外駐車場に適用する。

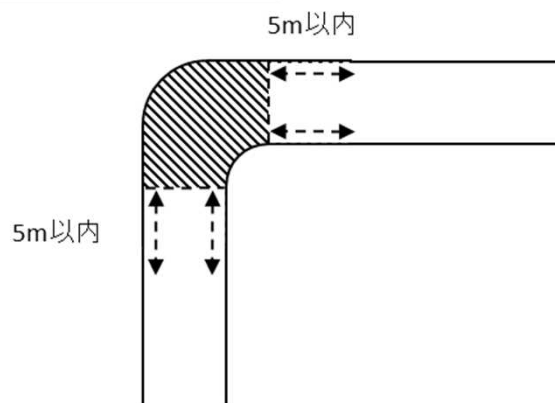
(i) 出入口を設置してはいけない箇所

(1) 道路交通法第44条各号に掲げる道路の部分

1. 交差点及び交差点の側端から**5m以内**、横断歩道又は自転車横断帯及び前後の側端からそれぞれ前後に**5m以内**

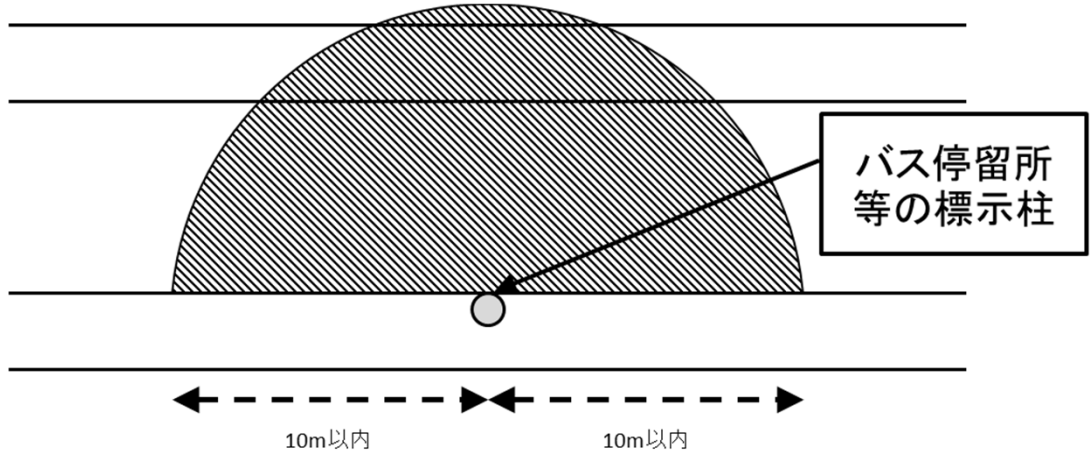


2. まがりかどから**5m以内**

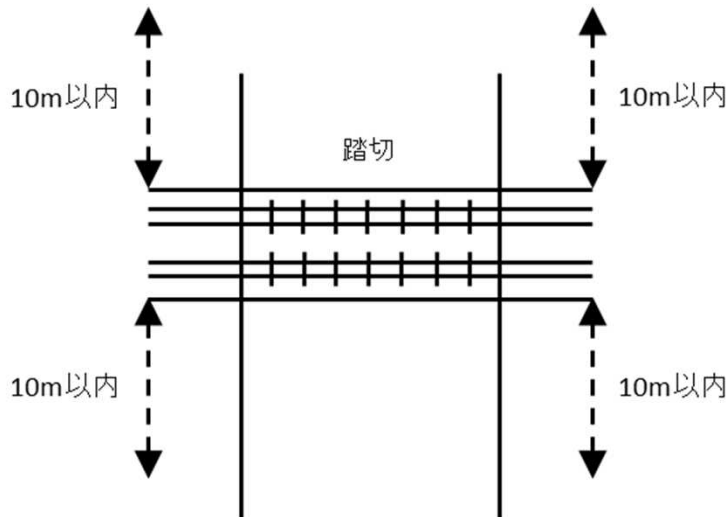


3. 安全地帯の左側部分及び当該部分の側端からそれぞれ前後に**10m以内**

4. 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から**10m以内**

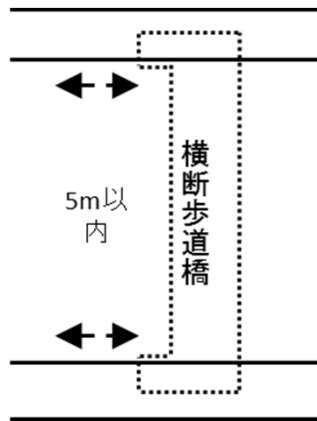


5. 踏切及び前後の側端からそれぞれ前後に**10m以内**



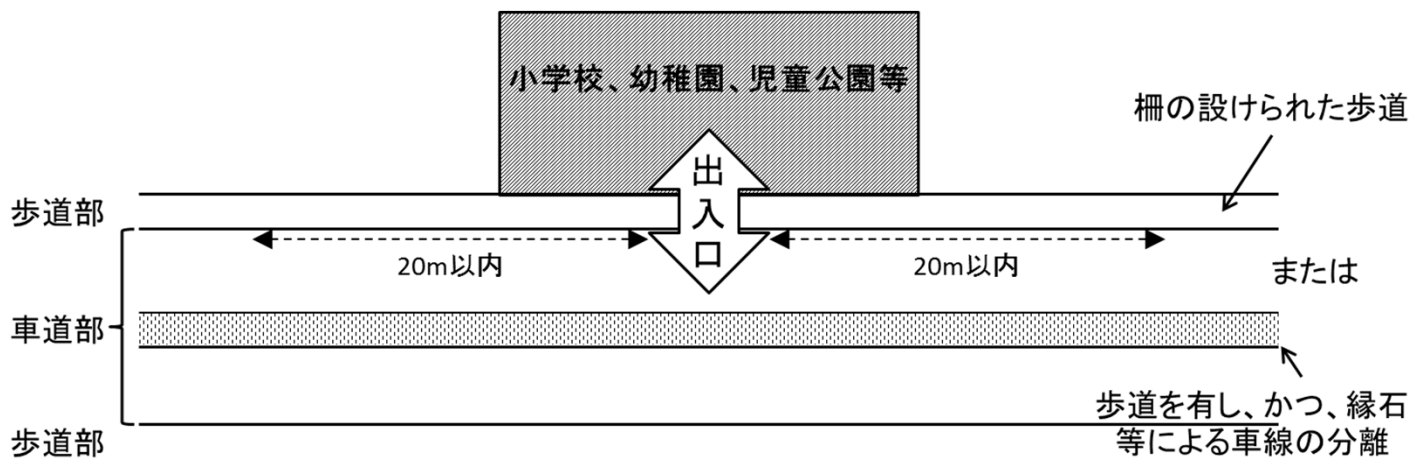
6. トンネル、坂の頂上付近、軌道敷内
(トンネルは国土交通大臣が認めた場合は可能)

(2)横断歩道橋(地下横断歩道を含む。)の昇降口から**5m以内**

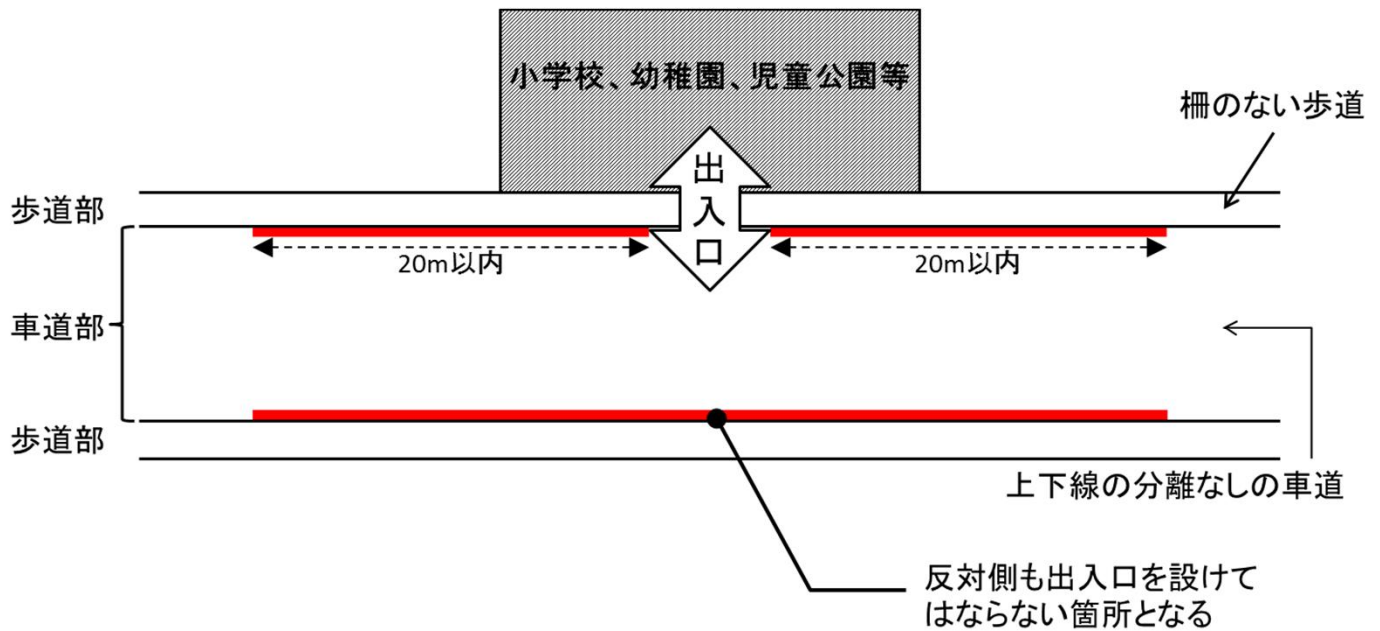


(3)小学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から**20m以内**

1. 上記施設の出入口に接する柵の設けられた歩道を有する場合、または、上記施設の出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線または柵その他これに類する工作物により車線が方向別に分離されている場合



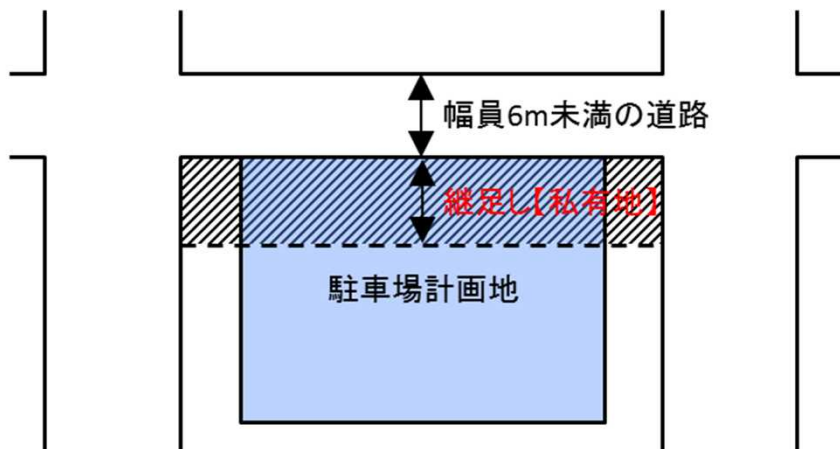
2. (3)に掲げる施設の出入口に接する道路が1以外の場合



(4) 橋

(5) 幅員が6m未満の道路

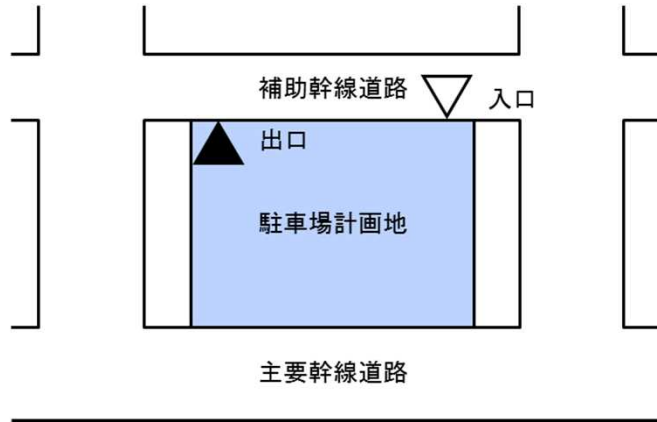
ただし、下図のようにその道路に接するかたちで私道として継ぎ足すことにより幅員6mを確保すれば、出入口を設置することが可能となる。



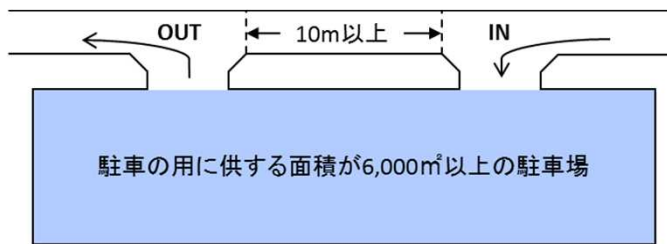
(6) 縦断勾配10%を超える道路

(ii) その他出入口に関して守るべき事項

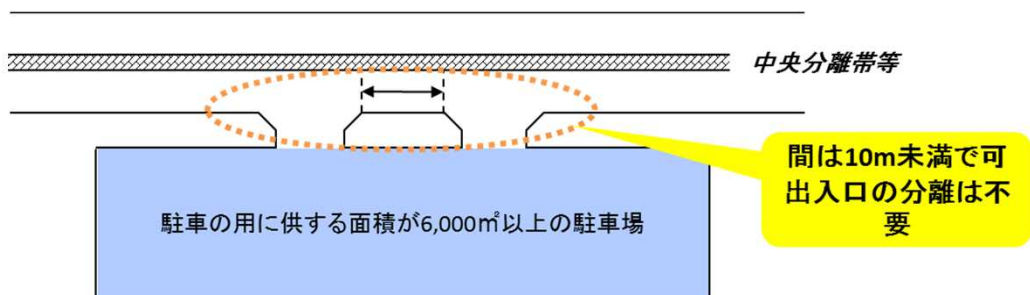
(1) 路外駐車場の前面道路が2以上ある場合、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときなど特別の理由があるときを除き、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること



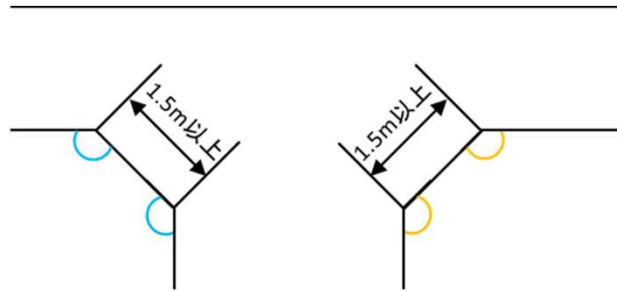
(2) 自動車の駐車のために供する部分の面積が $6,000\text{m}^2$ 以上の場合、**出口と入口を分離、かつ10m以上**の間隔を取らなければならない。



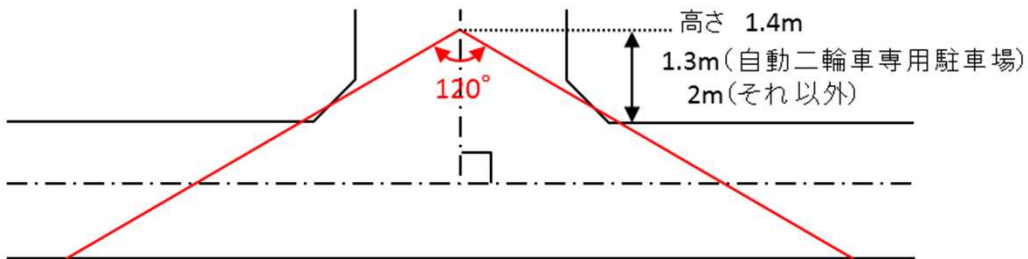
ただし、縁石線又は柵その他これに類する工作物により自動車出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されている場合は除く。



(3) 駐車場の出入口において、自動車の回転を容易にするために必要がある場合は、隅切りをすること。この場合、切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは**1.5m以上**とする。



(4) 出口付近の構造について、**2m**(自動二輪専用駐車場の場合**1.3m**)後退した車路の中心線上**1.4m**の高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって、左右それぞれ**60度以上**の範囲内で、道路を通行する者の存在を確認できるようにすること。

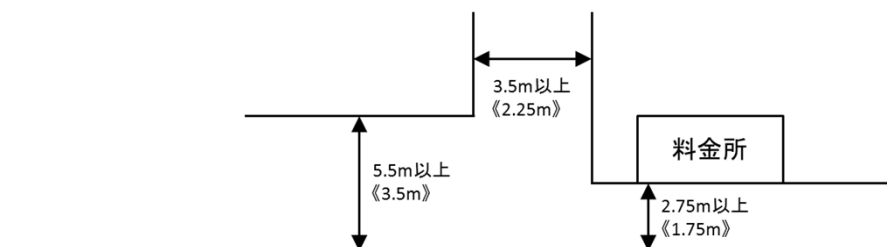


・路外駐車場には、以下のとおり自動車が円滑かつ安全に走行できる車路の設置が必要となる。

(1) 料金所が設置され、歩行者が通行しない一方通行の車路の幅員は**2.75m**《**1.75m**》**以上**を確保

(2) 一方通行の車路の幅員は**3.5m**《**2.25m**》**以上**を確保

(3) 構内の車路の幅員は**5.5m**《**3.5m**》**以上**を確保



※《》内は自動二輪車専用駐車場の場合

・建築物である路外駐車場の自動車の車路については、車路の幅員のほかにも以下のことを守る必要がある。

(1) はり下の高さは、**2.3m以上**確保しなければならない

(2) ターンテーブルが設けられているものを除く屈曲部は、自動車については**5m以上**、自動二輪車については**3m以上**それぞれ内法半径を確保しなければならない

(3) 傾斜部の縦断勾配は、**17%**を超えないこと

(4) 傾斜部の路面は、粗面とし、又はすべりにくい材料で仕上げる

(5) 建築物である路外駐車場の駐車する部分のはり下の高さについては、**2.1m以上**を確保しなければならない。

特定路外駐車場とは・・・

届出された駐車場のうち、道路付属物駐車場、公園施設としての駐車場、建築物である駐車場、建築物に付属する駐車場のいずれかに該当しないもの

※建築物に付属する駐車場とは、ショッピングセンターや病院等の施設に付属している駐車場のことをいう。

※屋根のない昇降式駐車場、機械式駐車場、平面式の青空駐車場が特定路外駐車場の対象になります。

(i) 車いす使用車駐車施設について

1. 駐車マスの幅は**350cm以上**確保すること
2. 車いす使用者用駐車施設であることを表示すること
3. 出入口にできるだけ近い位置に車いす使用者用駐車施設を設置すること

(ii) 路外駐車場移動等円滑化経路について

路外駐車場移動等円滑化経路とは・・・

高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路のこと

1. 移動等円滑経路上に段を設けないこと
2. 移動等円滑経路を構成する出入口の幅は**80cm以上**とすること
3. 移動等円滑経路を構成する通路の幅は**120cm以上**とし、**50m以内**ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること

(iii) 身体障害者用駐車場の設置台数について

1. 最低1台は身体障害者が円滑に利用することができる駐車スペースを設けること
2. 全駐車台数が200台以下の場合、その数に50分の1を乗じて得た数以上とし、200台を超える場合、その数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とすること